

群馬県立県民健康科学大学施設管理規程

(趣旨)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）の施設の管理及び使用については、「群馬県公立大学法人施設等管理規程」（平成30年4月1日群公大第28号）及びその他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。この規程は、本学の土地建物及びその附属設備の管理並びに使用に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、本学の目的内使用に係るものはこの限りでない。

(施設)

第2条 この規程において、「施設」とは、次の各号に掲げるもの及びその附属設備をいう。

- (1) 校地(運動場、テニスコート等を含む。)
- (2) 校舎
- (3) 体育館
- (4) サークル棟

(施設管理者)

第3条 施設管理者は、施設の使用の調整及び本学内の秩序の維持にあたるものとする。

2 施設管理者は、施設各室の使用の調整並びに室内の物品の管理、火災予防及び施錠等室内の秩序の維持にあたるものとする。

(使用時間)

第4条 施設を使用できる日は、12月29日から翌年1月3日を除いた日とする。

2 施設を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。ただし、施設管理者が認めた場合は、その認めた時間とする。

区 分	学 内 者		学 外 者	
	平 日	土・日曜、祝日等	平 日	土・日曜、祝日等
センターホール	8:30~23:30	9:00~20:00	/	9:00~16:00
西棟学生ラウンジ	8:30~22:30			
南棟学生ラウンジ	8:30~22:00			
体 育 館	8:30~21:00			
キャリア形成情報室				
その他の施設 (附属図書館を除く。)	8:30~20:00			9:00~16:00 (サークル棟を除く。)

3 前項の表中、学内者とは、本学の教職員又は学生をいい、学外者とは、それ以外の者をいう。ただし、学内者と学外者が合同で使用する場合は、学内者の取扱いとする。

(使用手続)

第5条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書(別記様式第1号)により、施設管理者の許可を得なければならない。ただし、学内者が使用する場合には、施設利用簿への記入をもって許可したものとし、センターホール及び学生ラウンジ並びにキャリア形成情報室については、使用時間内に限り、自由に使用できるものとする。また、学外者はセンターホールに限り、昼食及び休息等の軽微な滞在であれば自由に使用できる。

(使用許可)

第6条 施設管理者は、施設の使用を許可したときは、当該申請者に対し、施設使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

2 施設の使用許可を受けた者が施設を使用しないこととなったときは、速やかに施設管理者へ届けでなければならない。

(使用の不許可、取り消し、変更)

第7条 施設管理者は、施設の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 教育研究又は本学の行事に支障がある場合
- (2) 施設を破損し、又は汚損する恐れがある場合
- (3) 営利を目的とする私的な事業と認められる場合
- (4) その他施設の使用が不相当と認められる場合

2 施設管理者は、施設の使用を許可した後においても、本学の業務に支障があると認めた場合、その他施設の使用を不相当と認めた場合には、当該使用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 施設使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。又は正当な理由がなく、許可された施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 教育、研究その他事務の妨害となる行為、又は正常な使用若しくは通行を妨げるような行為をしないこと。
- (3) 正当な理由がなく、施設に凶器その他危険物を持ち込み、又は車両等を乗り入れないこと。
- (4) 施設又は施設内の物品を破損し、若しくは汚損しないこと。
- (5) 示威行為又はけん騒にわたる行為をしないこと。
- (6) 職員等に面会を強要し、長時間にわたり滞在し、又は乱暴な言動をしないこと。

- (7) 来校者又は職員等に不安又は迷惑を覚えさせる行為をしないこと。
- (8) 印刷物その他の文書を配布し、又は散布しないこと。
- (9) 仮設工作物の設置その他施設を一時的に占有する行為をしないこと。
- (10) 施設内では喫煙をしないこと。
- (11) 原則として、施設内では飲酒をしないこと。
- (12) 原則として、センターホール及び学生ラウンジ以外での飲食はしないこと。
- (13) 使用後は整理整頓し、原状に復すること。
- (14) 使用時間内で戸締まりを行うこと。
- (15) 使用を中止したとき、又は使用を終了したときは、火元、電源及び水栓等を点検し、施錠を確認のうえ、その旨を係員に連絡すること。
- (16) 施設、設備を破損若しくは滅失したときは、速やかに事務局に届け出ること。
- (17) 前各号に定めるもののほか、施設における秩序を乱す行為をしないこと。
- (18) その他係員の指示に従うこと。

2 施設管理者は、前項各号に反する行為を行った者又は行う恐れのある者に対して、口頭により必要な指示、警告等の措置を講じなければならない。

3 施設管理者は、前項の指示及び警告等の措置に従わない者に対し、口頭により、施設への立入り及び使用を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(掲示物の掲示)

第9条 施設に貼紙又は立看板等の掲示物を掲示しようとする者は、見本又は図面を添えて、掲示物掲示許可申請書(別記様式第3号)により、施設管理者の許可を得なければならない。

(掲示の許可)

第10条 施設管理者は、掲示物の掲示を許可したときは、掲示物掲示許可書(別記様式第4号)を交付し、掲示物の掲示許可済印(収受印)を押印するものとする。ただし、学内者に対しては、掲示物掲示許可書の交付を省略することができる。

(違反掲示物等)

第11条 施設管理者は、前条に違反する掲示物については、撤去を求め、又は本学において撤去することができる。

(使用の不許可)

第12条 施設の利用者がこの規程に違反した場合には、以後の使用を許可しないことができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、施設管理者が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前に廃止前の群馬県立県民健康科学大学施設管理規程によりなされた手続、許可その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続、許可その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。